

令和 7 年度 環境配慮契約法電力専門委員会（第 3 回）議事録

出席委員：岩船委員、小川委員、高村委員、藤野委員、松村委員（座長）、横川委員、米山委員（五十音順）

1. 日 時 令和 7 年 12 月 4 日（木）10:00～11:30
2. 場 所 インテージ秋葉原ビル 12 階会議室及び Web 会議

事務局：本日はお忙しいところ、お時間をいただきまして、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、これより令和 7 年度第 3 回環境配慮契約法基本方針検討会電力専門委員会を開催いたします。本日の専門委員会につきましては、実際の会議室と Web 会議のハイブリッド方式で行います。Web 会議における具体的なご発言の方法などについては、後程ご説明いたします。また、本専門委員会は環境配慮契約法基本方針検討会開催要領の規定により原則公開となっており、動画チャンネルで Web 会議の内容を配信しております。それでは、会議に先立ちまして、環境省大臣官房環境経済課長平尾よりご挨拶申し上げます。

環境省（平尾課長）： おはようございます。皆様におかれましてはお忙しいところ第 3 回電力専門委員会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。総合評価落札方式を導入しようということでご議論を賜ってきたところでございます。評価項目の案をお示しして、ご議論いただいた意見も踏まえ、検討してまいりましたので説明させていただきたいと考えてございます。前回の議論の中にもありましたが、地域共生の項目を巡り、当時の議論の紹介もありましたけれども、その中でも昨今のメガソーラーの案件対応ということもありますので、仕様書の雛形で縛れる部分があるのではないかということで、入札参加要件の観点で見直しも追加させていただいておりますので併せて、ご議論賜りたいと思っております。今日の議論を踏まえて親検討会に報告をするということにさせていただき、当初申し上げたスケジュールと変わって閣議決定を少し前倒す予定でして実際の契約実務の反映のタイミングは諸々準備ありますので、議論を進めていきたいと考えております。本日も忌憚のないご意見を賜りたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

事務局：（Web 会議システム説明：省略）

事務局： それでは、以降の議事進行につきましては、松村座長にお願いしたいと存じます。

松村座長： それでは議事に入ります前に、事務局から本日の議事予定、資料の確認をお願いいたします。

◇本日の議事予定

事務局： 本日の会議は、12時までの2時間を予定しております。

◇配付資料の確認

事務局： 資料につきましては、昨日事前にメールで送付をしております。

配 付 資 料

- 資料 1 令和7年度環境配慮契約法基本方針検討会電力専門委員会委員名簿
- 資料 2 電気の供給を受ける契約における総合評価落札方式の導入について
- 資料 3 令和7年度環境配慮契約法基本方針等検討スケジュール（案）
- 参考資料 1 環境配慮契約法基本方針（2025年12月時点改訂案）

3. 議 題

松村座長： それでは議事に入らせていただきます。本日は議事次第にある通り、電気の供給を受ける契約に関わる検討事項等について、検討スケジュールについて、その他の3つについて議論していただく予定ですが、第2回に引き続き、最初の電気の供給を受ける契約に係る検討事項等についての議論が中心となり、総合評価の導入に関する事項を中心にご議論いただければと思います。事務局より資料2の説明をお願いいたします。

環境省： 資料2説明（省略）

松村座長： ありがとうございました。資料2の説明をいただきました。総合評価落札方式に関して、第2回の検討会の意見を踏まえて、総合評価落札方式での沖縄エリアの扱いや追加性のある再エネ、地域における再エネの具体的な評価等が示されました。今の説明に関して、ご質問、ご意見をいただきます。よろしくお願ひいたします。

小川委員： スライド22の沖縄電力の取り扱いのところでございます。沖縄電力は非常に限られた領域のところで活動をしているということで、0.638というCO₂排出係数で低くなっていくということが、全体を考えてオペレーションしている限りは難しい。そのような中で新規参入してきている事業者の方は22ページの右下のところにあるように、日本全体の話だと思いますけども、非常に低い排出係数になってい

て 0.638 との間のギャップが大きすぎる。同じような事業者全体ということでの取り扱いですね。それを全国の方でやっているのと同じような取り扱いをするのがなかなか難しいのではないか。沖縄エリアに限定して取り扱いたいというお話を思ったと思いますが、ひとつ確認したいのは、22 ページの赤字で書いてある 8 者、相対的に 0.638 よりかなり低い数字が出ているという状態ですけれど、そこを沖縄エリアに限定したら、この数字からかなり上がるような状況になるのかどうか。でも沖縄電力そのものは沖縄全体に安定供給することを考えいろいろな条件の中で電力をきちんと作らなければいけないということで活動しているのでなかなか 0.638 が下がらないことがあると思います。新規事業者で入ってくる方は、どちらかというと再エネに特化して入ってきてるケースがある意味で多いのではないかという気がします。全国平均の数字から大きく変わると沖縄エリアに限定したら変わるという状況があるのか。そこがないとすると 0.638 と新規参入者が入ってきてる部分の排出係数の違いというのは、解消されるとその差が小さくなり沖縄電力がある意味で不利な取り扱いになるのか。

松村座長：根本的な誤解があるのではないかと思います。これは沖縄電力を保護するためにやっているのではなく、フェアな競争にしたいということ。例えば九州本土で調達している電気だから 0.3 ぐらいで調達できているけれど、仮に沖縄で落札できたとしても、九州で調達した電気を沖縄で供給するわけではないので、結局沖縄で調達することになる。沖縄で調達する電気が、本当に排出係数が低く、環境性能が高く買って買っているなら、フェアな競争だが、沖縄で調達するときに例えば沖縄電力から卸供給を受けて供給するだけだというケースであるのにも関わらず、九州でも活動しているから、全国平均だと排出係数が低い事業者が、その効果で勝つのはアンフェアではないかと。だから沖縄電力も沖縄で調達するけれど、沖縄と連系線が繋がっていないので新電力も沖縄で調達するはずだから、沖縄で調達する排出係数で比べないとアンフェアではないかという提案であって、沖縄電力を守ろうっていう提案ではないと私は理解しています。

小川委員：もちろん守るという話でないというのは私も了解しています。ただそういう意味でいくと、沖縄のエリアに限定して 0.435 が 2027 年度以降の数字だと思いますが、それ以上の数字のところは減点をするという構造で、全国共通でやるというところは変えないとそういう理解でよろしいですか。

環境省：0.435 を超える可能性はありますが、例えば標準点で言えばメニュー別排出係数を利用していただいて、クリアできるかなと思います。加算点に関しましては、事業者全体になりますので沖縄エリアでは沖縄エリア内の排出係数で評価でけれ

ども、おっしゃる通り 0.435 より高いものも割と出てくると思うので、減点になると思います。そこは沖縄エリア内で全て減点なのであれば、減点同士で戦うものなのでそれでいいと考えております。

小川委員：心配しているのは、沖縄の状況から考えたときに、新規参入する電力の部分は再生可能エネルギーを中心にしていて、当然 0.435 の事業者平均、沖縄エリアはクリアできて沖縄電力だけがある意味で 0.638 で非常に大きなマイナス点を食らう、そういう構造に陥らないかということだけを懸念している。

環境省：我々が認識している限り、沖縄では沖縄電力がほとんどを占めており、一部再生可能エネルギーを取り扱っているところもあると思いますが、基本的に新電力が参入していたとしても、沖縄電力から購入した電力を沖縄で使う。小売電気事業者の立場としては、発電事業者である沖縄電力から購入しているにすぎないため、排出係数も沖縄電力とそんなに差がつかない形になると想定しております。

小川委員：わかりました。そういう状況なら、競争に非常に大きなギャップができるという状態ではないと思いますので、その考え方でいいと思います。次にスライド 24 のところで赤字で 35 から 100 点、0 から 5 点で線形評価するとなっているので、その 100% のところが 5 点についてという話になると思うが、緩和条件を 15% 考えているというところからいくと、85% を手に入れると全体で 100% ということになっているので、85% 以上 100% のところは 5 点という話で、85% から 35% の間が線形評価になる方が話の筋が通っているような気がする。100% という方を 5 点満点にして点数を考えるということなのか少し疑問を持ちましたので質問したいということでございます。質問を続けててしまいたいと思いますが、スライド 25 のところで、指定地域における再生可能エネルギーの評価のところで例 1 から例 3 まで例を挙げてかなり違ったものを取り扱えるというところは理解できましたが、地域によって例 1 も例 2 も例 3 も取り扱えるという状態になったときに、どういう取り扱いを考えればいいのか。要するに 0 から 5 点までというのはこの項目についての最大だと思いますので、0 が 3 つとも成り立つところがあるという状態になんでも最大は 5 点だと思うが、そうすると例 1 から例 2、例 3 のところの配分を一体どうするのか、その辺を複数存在するということがあった場合にどう取り扱うのかこの説明だとはつきりしないのでどう取り扱うかというところを質問したい。デマンドレスポンスの件でスライド 19 で、省エネルギーの情報提供っていうのが非常に曖昧というところで、そういう意味ではもつとはつきりさせましょうと一つの事例として出していると思うが、省エネルギーの情報提供というのではなく曖昧な形かもしれません。こういったような形である程度具体的な内容がはっきり

りしてそれなら評価できるというものがいれば、DR 等となっている等の部分で加点要素としては、取り扱えるという位置づけで考えていいのか確認したい。それからスライド 32 で、前も少し議論しました。1 位から 5 位で総合評価で決まっているものがどこで 1 位とひっくり返ることになるかということで見たときに、3 位 4 位は単純には価格差が入札価格は相当変えないと 1 位にはならないのでひっくり返らない。一番下の入札価格で 1 位はそういう意味ではそんなに大きくない。金額の下げを行うと 1 位に逆転することができますし、それからもう一つ B の 4 位が入札価格でこれも少しの差で 1 位に入れ替わるという事態が起こるので、いろんなケースを実際にやってみて、無事にある意味で選択がされる構造になっているかどうかというのは、少し実際にやってみてチェックをしてみると必要ではないかと思います。実際に総合評価落札方式がはじまって、具体的にどんなことが行われているか調査をぜひしっかり問題がないかどうかというのを確認しながら進めていただければと思います。

松村座長：いくつか質問があり、一部は回答していただきましたが、まだ残っていると思いますので事務局からコメント回答あればお願ひいたします。

環境省：24 ページの追加性のある再エネの件ですけれども、RE100 の技術要件の中でも 15% というのは緩和要件でありますので、15%と必ず緩和しなければいけないというものではなく、もちろん追加性のある再エネが例えば調達電力のうち 50% 再エネを調達する場合に、50% 追加性のある要件に該当する再エネでももちろんいいわけで、それを 15% 緩和しても良いというもの。10% 緩和でもいいですし 5% 緩和でもいい。マックスで緩和できるのが 15% ですというものになっております。追加性のある再エネというところで言いますと 100% 購入できるところはもちろん評価してあげるべきかなと思っておりまして、あえて緩和要件を満点のところに入れて下げる評価する必要は特にないと思っており、100% を満点として設定しているというところになっております。25 ページ、26 ページの例 1、例 2、例 3 のところで、満点は今のところ配点例としては 5 点にしております。調達者によって配点は自由に変えられることになっておりますので、調達者が必要と考える場合、5 点でも 10 点でもいいとなっているところです。例えば複数要素がある場合に、例 1、例 2 どちらも考えたいという場合は、どちらも入れた上で、配点を 10 点にしていただくなどのやり方もあり得ると思っております。

小川委員：ただその場合は全体の 50 点はちゃんと守るという話ですね。

環境省：その通りです。

環境省：19 ページのデマンドレスポンス等の取組ですが、事務局としてはまずデマンドレスポンスの取組を評価項目としてはどうかと考えているところでございます。「等」というのは削除させていただきます。

小川委員：ただ先ほど省エネ等の情報提供というのがアンケートでだいぶ高い割合で入れて欲しいと出ていたと思います。曖昧な状況で入れようとするのは非常に適切でないというのはわかりますので、具体的にどういうものを入れると適切なのか意見がきちんと出されて考慮すべきだということであれば、デマンドレスポンス以外でも考えることはしていった方がいいのではないかと思いますがその点はいかがでしょうか。

環境省：今事務局で把握できている省エネに係る情報提供の取組というのがデマンドレスポンスのやり方で電気料金やインセンティブなどいろいろやり方はありますけれども基本的にはデマンドレスポンスの取組の中に入るようなものなので、引き続き検討はしていきたいと思います。デマンドレスポンスの取組というふうに言い切ってしまっても広くいろんなやり方がありますのでそこは拾えるかなと考えております。

小川委員：わかりました。

環境省：32 ページの総合評価落札方式の話は、公共調達というところもありますので、環境配慮点も重要ですが、価格ももちろん外せない要件であります。価格とのバランスもあるかとは思いますが、お話をいただいた通り総合評価落札方式を導入してから運用に問題がないかというところは確認してまいりたいと思います。

横川委員：総合評価落札方式につきまして、これまでの委員会での検討も踏まえ整理いただき感謝申し上げます。また沖縄エリアにつきましてもエリア内でのフェアな排出係数と加点評価ができるということについても御礼申し上げます。今回整理いただいた内容を、親検討会に諮っていくことになると思っておりますが、その中で今後国や独立行政法人あるいは地方自治体がこの総合評価落札方式を参照しながら、それぞれ独自に調達仕様書を整理していく中で、19 ページに書かれている評価項目について、何がマストで調達者としてやらなければいけないことか、何が任意のものか、そこをわかりやすく整理いただきたいと考えております。また、基準値の例が示されておりますが、例の何%から何%かという幅もマストか、それとも任意で調達者が定められるのか、あるいは考え方のみを示して、具体的な水準は調達者

が任意に定められるものか。さらに、31 ページに記載している加点項目の配点例について、標準点が 100 点で、加算点が 50 点、この 100 点と 50 点の割合はマストか、それとも自由な裁量で任意か。加えて、50 点のうちの各項目の配分について、31 ページでは、20 点 10 点 5 点 5 点 5 点とありますが、この配分はマストか、それとも任意か。その辺を説明会等で十分に説明いただきたいと考えております。また、デマンドレスポンスの話について、省エネとデマンドレスポンスがイコールの関係にあるのか、定義の幅が大変広いと思いますので、デマンドレスポンスとは何を指すのかについての解説を示した方がいいと思っております。また再エネにつきましては、追加性のある再エネであったり、あるいは地域共生が図られないような再エネであったり、様々な修飾語が付く再エネが出てきておりますが、改めてここで言う再エネの定義が何を指しているのか。太陽光や風力、あるいは水力、水力は全ての水力を含むのか、バイオマスはどうか、改めてここで何を指すかということを明確にしていただいた方いいと思っております。

環境省：全体的に自治体や国の調達者に対してわかりやすく説明をしてほしいというご意見だと思いますので、おっしゃる通り、どれが必須項目なのか最初にぱっと見た人は、わかりづらいと思いますので、わかりやすく、デマンドレスポンスや再エネの定義も説明資料としてまとめていきたいと考えております。

松村座長：今の要望は、ここは必須だと困るとかという類のものではなく、明確にしてほしいということでおかつたですか。

横川委員：はい。そういう趣旨でございます。

岩船委員：非常にいろいろなものをきちんと入れられて、整合性のある内容になっているかなと思いました。配点のバランスとか加点項目と基礎点のバランス等は少しやってみないとわからないところもあるのかなと思いますので、まずは今ご指摘のあったような点も明確にして、調達者に示しながら、やっていただければいいかなと思いました。仕様書に市場連動の項目がこれまでなかったというところをきちんと追加していただけるということで、様々な事業者が参入できるように整理していただくということで、ありがたい話だなと思って伺っておりました。質問がございます。19 ページのデマンドレスポンスの取組というところ、先ほど小川委員からも御指摘ありましたけれども、デマンドレスポンスの取組が任意項目であるということはどういう扱いになるのか、加算点には入らないのか聞き逃したかもしれません、これをどう任意として使われるのかというのをご説明いただければと思いました。調達者がこれに点数をつけられるのか、評価基準としてどう扱われ

るのかというのがわからないなと思ったというのが一点。省エネに関する情報提供はDRの取組に入れられるというお話があったが、少し違うかなという気もしていて、省エネに係る情報提供ももし入れられるのであれば入れた方がいいのではないかなと思いました。

環境省：任意項目の取り扱いは、加算点は満点50点ですけれども、配分を20点10点と配点で示しておりますが、任意項目を調達者の判断で入れたいのであれば、加算点の中に取り入れ、満点50点となるように配分していただく。3番から8番、プラス、デマンドレスポンスの取組というのを入れていただいて、満点50点の範囲内で配分していただくことができる建付けになっているところでございます。また、省エネに係る情報提供は、今事務局で把握できているのが、省エネに係る情報提供であればデマンドレスポンスというのがやり方としてあるのでデマンドレスポンスの取組と書いてある。デマンドレスポンスの取組以外に省エネに係る情報提供のやり方があるのであれば検討していきたいと思っている。もしご存知であれば教えていただきたい。今のところ事務局ではデマンドレスポンスの取組というのが、省エネに係る情報提供のやり方としてはあるのかなと思っているので、具体的に記載したというところでございます。

岩船委員：例えば、需要シフトとか反応するとかではなくても、基本的にピーク時間になりそうなところを教えてあげる。小売事業者によって業務用の建物に対して、どういうところで電気が使われているとか、スマートメーターのデータ等を基にしてアドバイスしているようなサービスもあり得ると思う。そういうものはここに入るのではないかという気がしたので、もし公共の建物側の人がそういう情報を求めているなら、それは価値になる。デマンドレスポンスはデマンドレスポンスとして、省エネ投資のためのアドバイスは、エネルギー診断みたいなニュアンスで追加してもいいのかなという気がしました。加算点の中は変えられるという話だったと思うが、なぜこの任意が加算点に入ってないのか、とか。3から8は全て、最低1点はつけないといけないということか、それとも3と4と5だけにしますということが許されていないのか、そこがわからない。任意ではなくて加算点に入れてもいいのではないかなと思います。これだと加算点には入らないようにこの表だと見える。

事務局：裾切り方式でそういう扱いにしていたというところがあり、情報提供の類のものは排出係数や再エネ、未利用エネルギーなどの現行の裾切り方式ですとマストの項目にして、プラス加点項目としてデマンドレスポンスや情報提供といったものを入れていたという経緯があり、今ここでも任意という形で調達者のご判断で選べ

るという形に設定しているというところでございます。今の裾切り方式を踏襲したというのがお答えになるかと思います。

岩船委員：加算点を9番に入れたらだめなのかというのが私の質問です。

環境省：若干補足しますが、横川委員のご質問やご意見とも共通していると思うが、3から8の配点は自由ですけれど、項目としては入れて欲しいと考えていますので、加算点の項目に挙げている。任意のものも配点していただいてもいいが、配点しないこともあります。どちらにしてもわかりにくいということかと思いましたので、先ほど省エネの取組も曖昧だというのもあり、今の話で非常に具体的なことも書けるのではないかと思いますので、具体的に書いた上で配点することもあるのだということは全体的にわかりにくくなっているかなと思いますので、どの調達者がみてもわかるようにしたいと思います。

岩船委員：ありがとうございます。加算点（任意）ならいいと思いました。

松村座長：以前の議論の経緯を考えると、省エネに関する情報提供での加算はあまりにも多い加減ではないかと。どんなものでも何でも加算になってしまってはいけないかという、裾切り方式のときにそういう意見は相当にあって、それを踏まえて具体的にデマンドレスポンスという格好にした。ほんの少しだけ省エネの情報とかを伝えるということを本当に加算と考えてもいいのかという疑問が出発点で、それを踏まえて、デマンドレスポンスという格好で明確にご提案をいただいたと私は理解しています。エネルギー・マネジメントについては、岩船委員のおっしゃっていることはごもっともですが、例えば全く別のところで建物全体の省エネというような文脈ではかなりメインな問題になっていて、別のところできちんと議論はされている。しかしエネルギー・マネジメントは本当に電力供給の話なのか。ガスも含めたあらゆるエネルギーのことなのではないでしょうか。それから電力事業者が提供するのがとても良いと考えて整理すべきものなのか。別のマネジメント会社が入り、コンサルが入り、総合的にきちんとやるのがいいのか、と考えると、小売事業者にすごくアドバンテージがあるところだとデマンドレスポンスなら直結するということで今回ご提案をいただいたと思っています。岩船委員のご指摘は重要なことは思わないが、この文脈でやるのがいいかは、また別の問題かと思いました。親委員会のところの別のところできちんと考えていることはご報告いたします。

高村委員：総合評価落札方式について、丁寧にまとめられていると思います。どこまでが義務的でどこまでが裁量があるのかというところを明確にして欲しいというのはよく制度をご存知の委員からも出ているので、ぜひ事務局でご対応いただければと思います。事務局でお答えいただいたように、国の機関としては基本的に加点のところに入っている項目については義務的といいましょうか、採用していただくことを想定し、ただし最低の配分は変更可能であるという扱いだと思います。確認ですが、自治体について私の理解では、自治体は国の定めているものを参考にして基本的には、自分たちの裁量で採点、配分も含めて設定ができるというふうに理解をしてよいでしょうか。多くの自治体はおそらく国の方式を採用されているケースが多い。この点を確認できればと思います。二つ目が省エネのデマンドレスポンスのところで、先ほど松村座長がおっしゃっていただいたのとかなり同感で、省エネの情報の提供は、非常に重要だと思っている一方で、特に電力契約に関わる入札において評価する基準としての適切さ、あるいは、不明確さがどうしてもあるように思います。特に相手先が国や自治体ですので、省エネについてしっかりと取り組むことが想定をされている機関であるものについて一体どういう情報提供をしたら入札において他の項目の中でもプラスに評価をする項目になるのかという点は、しっかりと検討した方がいいと思います。その意味で、事務局ご提案の形を基本にはじめてみた上で、本当に公的機関の電力調達する電力の排出係数が下がり、再エネの調達が拡大できるのかというのは、総合評価落札方式になったからといって自動的に実現できるわけではない。実際にこの調達方式がはじまるのは令和9年だが、実態も踏まえて見直しをしていく、あるいはうまくいったというふうに評価する。その過程がやはり必要だと思います。省エネのところの重要性を踏まえつつ、当面この方式で進めてはどうかと思っております。地域脱炭素に取り組んでいらっしゃる自治体があると思いますが、これは環境省への要望かもしれません、ぜひこういう形の調達が推奨されてまいりますと、自治体の調達で自分たちと連携をしているあるいは自分たちのところで発電源がある物を調達していただく、様々な地域の脱炭素を推進する取組にもなると思いますので、ぜひ地域脱炭素の取組とうまく連携をしていただくことを環境省にお願いをしたいと思います。最後に参考資料の環境配慮契約法の基本方針のところで、基本的な書きぶりについては異論がないが今回、総合評価落札方式に変えるものの、元々の趣旨は、やはり環境配慮契約を増やして、かつ電力の排出係数を下げて再エネの調達を拡大する、目的なり目指すところは一部書いておいていただいた方がいいのではないかなどというふうに思っております。現在、参考資料の4ページ目の最初の項目のところにどこかうまく書いておいていただけると、この総合評価落札方式を導入をするあるいは目指すところの趣旨を明確にして、これをもとに調達する国の機関や参照して調達をする自治体が総合評価落札方式をどういう趣旨で設計をして運用しなければ

いけないかということを明確にしていただくのが良いのではないかと思います。

米山委員：委員のご意見を踏まえて、よくぞまとめていただけたなというふうに思っておりました。やはり入札する側も調達する側も、新しい仕組みに変わったときにいろいろ迷うだろうと思いましたので、説明会などでわかりやすくお伝えいただきたいということをすごく感じました。再生可能エネルギー電源の調達に際して、地域共生が図られていない発電のものは、調達を避けることということを一文として入れることはとても良いことだと思いました。地域共生が図られていないというものがメガソーラーなどというところをもっと皆さんにもわかっていただきながら、より環境配慮された電力の調達をしていただけるようにお願いしたいと思いました。

環境省：わかりやすさに配慮するまで至っていないので、しっかりと調達の実務に落とせるようにやらないと話が進まないとと思っています。そこはしっかりと対応したいと思います。地域脱炭素の趣旨ともだんだん近くなってくるというふうに思いますので、同じフロアでやっておりますので、話を聞きながらやっていきたいと思います。趣旨がもう少し明確になった方がいいのではないかという貴重なご意見というふうに思うので、工夫してみたいなと思います。自治体はおっしゃる通り元々努力義務なので、どこまでやるかというのも自由ですが、大体コピーやり例も多いので、わかりやすく説明していきたい。そういうことならやってみようと思ってもらえるように、今年も説明していきたいと思っています。

またデマンドレスポンスの関係は、座長におっしゃっていただいた通りの経過をたどっていまして、安全性、具体的にやらなければいけないことだと思いますので、具体性が確保できるところで書き込んでいき、まず始めてみるということかなと考えてございます。よくモニターし、デマンドレスポンスのところの活用がされているのかされてないのか、全体の係数がどうなのか、価格はどうなのか、いろいろなところを含めて、よくレポートを取っていくということにしていきたいと考えております。

藤野委員：二酸化炭素排出係数のところで、スライド 19 の 3 番の加算点の項目だが、0.25 をボトムラインにしてしまうと 0.25 より低い二酸化炭素排出係数の電力を供給している事業者の努力が認められないというのが気持ち悪いなと思っていまして、事前に説明聞いたときにこれを仮にゼロにすると、差がつきにくくなるので、二酸化炭素排出係数がそんなに低くならないところも選ばれる可能性があると聞いて、そういうことになりうるのかとは思ったが、総合評価落札方式なら、思い切って二酸化炭素排出係数を 30 点とか 40 点にして、あとあと考慮されるものに点数をつ

けるとかということができるのではないかと思うので、この配点はあくまでも参考。ただ、ほとんどの人は参考の点数を使ってしまう。標準的なものも置きつつ、例えば二酸化炭素排出係数でも 0.25 も下回るような、よりゼロカーボンな電力を供給するところをさらに評価しようとすると、案のようなものを合わせて説明しつつということもできるのではないかと思ったので、検討していただけたらと思います。7割 8割 9割の人はあまり考えずに、言われた通りにやるかも知れないが、趣旨がより国が率先して調達する際に、一般よりも排出係数下げていくことが大事だと思います。

環境省：排出係数が 0.250 と 0 の間にいる事業者を一定程度差をつけるという趣旨で設定しています。その他にもより頑張っているところに関しては、例えば調達電力の再エネ割合に関して、100%を取得している場合は満点を取れるようになっておりますし、より頑張っているところは他の項目でも評価されるような形になっています。0.250 は今の段階だと差をつけるために満点にしてはどうかと考えておりますが、そこに関しては、未来永劫にそういうふうにするつもりはなくて、今後見直しのタイミングで満点をその時々に合わせ、0.250 にするべきなのか、排出係数ゼロを満点にすべきなのかという議論があるかなと思います。事務局としては、その時々で考えていくべきなと考えています。

松村座長：0.250 は基準だが、調達者の判断で 0 にすることも可能なのか。

環境省：解説資料の中では基準値として 0.250 というふうに設定しておりますが、おっしゃる通り、0 にしても特に支障はなく、設定できるようになっております。

松村座長：親会にあげることになりますが、説明の仕方を改善し、明確にする、将来に向けて検証の上で改善していくポイントもいくつか指摘していただいたと思います。概ね事務局案で進めるということで了承いただけたと思います。

松村座長：次の議題に移ります。資料 3 のご説明お願いします。

環境省：資料 3 説明（省略）

松村座長：資料 3 に関して何かご質問ご意見等あればご発言をお願いいたします。無いようですので、議論はこのあたりで終えさせていただきます。委員の皆様から出されましたご意見等を踏まえ、事務局において、総合評価落札方式の電力専門委員会としての取りまとめ案を第 3 回親検討会への報告内容として作成いただくことにしま

す。それでは議事進行を事務局にお返しいたします。

環境省：松村座長、司会進行ありがとうございました。また、委員の皆様には熱心にご議論いただきましてありがとうございました。本日の議論を踏まえ、具体的な基本方針案や調達者に提供する資料についても検討を進めていきたいと考えております。それでは以上をもちまして第3回環境配慮契約法基本方針検討会電力専門委員会は終了させていただきます。

以上